

碧南市新築住宅建設等促進補助金交付規程

(趣旨)

第1条 碧南市新築住宅建設等促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、市内において自らの居住用として住宅を新築し、又は分譲住宅を購入する者に対して、その建設費又は購入費の一部を補助することにより、地域経済の活性化、住宅環境の改善及び住宅建設の促進を図ることを交付の目的とする。

(定義)

第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次に掲げるいずれにも該当するものをいう。

ア 居住することを目的としたもの又は居住部分及び事業者の店舗、事業所等の部分があり、自らが居住する当該居住部分の割合が床面積の2分の1以上であるもの（以下「併用住宅」という。）

イ 居住部分の床面積が50平方メートル以上であること。

ウ 玄関、台所、便所等を有し、居住の用に供するため独立的に区画されていること。

エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）並びに碧南市開発・建築事業指導要綱及び碧南市開発・建築事業指導基準に適合したものであること。

オ 平成23年度から令和7年度までに新たに固定資産課税（補充）台帳に登録されたものであること。

(2) 分譲住宅 補助金の交付の対象となる者以外の者が新築した住宅をいう。

(3) 三州瓦 市内に本社又は工場を有する事業者の事業所において生産された瓦をいう。

(4) 住宅等 住宅又は分譲住宅をいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に自らの居住用として住宅を新築し、又は分譲住宅を購入した者で、当該住宅等に住所変更し、現に居住しているものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助金の交付の対象となる住宅等の市の固定資産課税（補充）台

帳に登録された当該住宅等の固定資産評価額（以下「評価額」という。）の1,000分の4に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該相当する額が10万円を超えるときは、10万円とする。

2 併用住宅の場合における補助金の額は、前項本文の規定にかかわらず、当該併用住宅の評価額に当該併用住宅の床面積に対する自ら居住する部分の面積の割合を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、同項ただし書の規定を準用する。

3 三州瓦を屋根材として当該住宅等に使用したときは、当該三州瓦を使用した部分の面積1平方メートルにつき600円を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を補助金の額に加算するものとする。ただし、当該加算する額が10万円を超えるときは、10万円とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該住宅が市の固定資産課税（補充）台帳に登録された年の12月末日までに市長に補助金の交付申請をしなければならない。

2 碧南市補助金交付規則第4条の補助金交付申請書等に添えるその他必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法第7条第5項及び第7条の2第5項の規定による当該住宅等の検査済証の写し
- (2) 固定資産税・都市計画税課税明細書の写し又は名寄帳兼課税台帳
- (3) 補助金の交付申請者の市税の完納証明書
- (4) 当該住宅等の完成写真、平面図及び立面図並びに三州瓦使用証明書（前条第2項の規定により補助金に加算する場合に限る。）
- (5) 当該住宅等の売買契約書（分譲住宅を購入した者に限る。）

3 補助金の交付の対象となる住宅等を共有する場合の補助金の申請は、当該住宅を有する者が共同で行うものとする。ただし、共同での申請が困難な場合は、個別に申請できるものとする。

（返還）

第7条 市長は、補助金の交付申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの規程に基づき申請された補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成24年10月3日公告第195号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成24年12月31日から施行する。

附 則（平成28年12月28日公告第299号）

この規程は、平成28年12月28日から施行する。

附 則（平成29年8月25日公告第191号）

1 この規程中第1条の規定は、平成29年9月1日から施行し、同条の規定による改正後の碧南市新築住宅建設等促進補助金交付規程の規定は、同年4月1日から適用する。

2 この規程中第2条の規定は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成31年2月18日公告第29号）

この規程は、平成32年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日公告第110号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日公告第330号）

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

附 則（令和6年12月27日公告第278号）

この規程は、令和6年12月27日から施行する。ただし、第3条及び第5条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。